豊橋市自転車の快適で安全な利用の推進に関する条例

基本理念

自転車の快適で安全な利用の推進は、自転車の利用が環境への負荷の低減、災害時における交 通の機能の維持、市民の健康の増進等に資するものであり、交通の安全及び安心の確保を図り つつ、通勤、通学等の移動手段のほか、レクリエーション等の手段としても用いられ、その利 用の拡大が図られることにより行われなければならない。

責務と役割

市

市民等並びに国及び県と緊密な連携 を図り、施策を総合的に実施する

自動車等の運転者

自転車及び自動車等が共に道路を安 全に通行できるように配慮する

市民

道路交通法その他の法令を遵守し、 自転車の快適で安全な利用の推進に 関する理解を深めるよう努める

自転車利用者

1 自転車の快適で安全な利用に関 する知識及び技能を習得するよう努

- 2. 道路交通法その他の法令の規定を遵守すると ともに、次に掲げる事項を励行すること等に より自転車を安全に利用しなければならない
- ○自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ○車道は左側を通行
- ○歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ○飲酒運転・二人乗り・並進の禁止/夜間はライトを 点灯/信号を守る/交差点での一時停止と安全確認
- ○ながら運転の禁止
- 3. 乗車用ヘルメットを着用するよう努める
- 自転車の定期的な点検・整備及び自転車側面へ反 射器材の装着をするよう努める
- 5. 自転車の2箇所を施錠する等盗難防止の措置を講 ずるよう努める

事業者

自転車の快適で安全な利用の推進を 図るよう努める

自転車の快適で安全な利用の推進に 自転車関係団体 関する活動を自主的かつ積極的に行 うよう努める

自転車小売業者等

自転車の快適で安全な利用の推進に 関する情報の提供、助言等を行うよ う努める

市の基本施策

- 1. 市が管理する道路の保全/自転車通行空間・駐輪 環境の整備
- 自転車の快適で安全な利用に係る支援・普及啓発
- 自転車を活用した環境への負荷の低減を図るため の取組
- 4. 災害時における自転車の有効活用
- 自転車を活用した地域づくり・健康づくりの推進
- 自転車の安全な利用に関する交通安全教育
- 自転車損害賠償保険等への加入、自転車の施錠等 の普及啓発

自転車交通安全教育の推進等

学校の長

その在籍する児童、生徒又は学生に対し、乗車用へ ルメットの着用その他の交通安全対策に係る自転車 交通安全教育を行うよう努める

保護者

その監護する未成年者に対し、乗車用ヘルメットの 着用その他の交通安全対策に係る自転車交通安全教 育を行うよう努める

事業者

その事業活動又は通勤のために自転車を利用する従 業員に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通 安全対策に係る普及啓発及び指導を行うよう努める

自転車損害賠償保険等への加入促進

自転車利用者

自転車損害賠償保険等に加入しなければならない

保護者

その監護する未成年者が自転車を利用するときは、 当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加 入しなければならない

事業者

当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加 入しなければならない

自転車小売業者

自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加 入に係る普及啓発及び必要な情報の提供に努める